

弥富市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去及び処分に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路、その他これらと同等の要件を有すると市長が認めたものをいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造若しくはコンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀又は門柱をいう。
- (3) 撤去 基礎又は擁壁上のブロック塀等を全て撤去することをいう。
- (4) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ブロック塀等の所有者
- (2) 前号と同等の権利を有する者
- (3) ブロック塀等を撤去及び処分することについて、当該ブロック塀等の所有者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者にあつては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体

(補助対象経費)

第4条 この要綱により補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に存するブロック塀等のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものの撤去及び処分に要する費用とする。

- (1) 道路又は公共施設の敷地との境界に接面して設置されたものであって、転倒のおそれがあること。
- (2) 道路からの高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からの高さが60センチメートル以上であること。
- (3) ブロック塀等が所在する一団の土地において、過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 道路改良その他の公共事業の補償対象とならないものであること。
- (5) 弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱（平成22年）による塀等整備助成金の交付対象とならないものであること。

(補助の制限)

第5条 補助対象者は、法第42条第2項に規定する道路内に存するブロック塀等の撤去にあつては、撤去後に道路中心線から2メートル以内に工作物、垣、柵及び花壇等を築造しないこと。

(補助額)

第6条 この要綱により交付する補助金の額は、補助対象経費と撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額とのいずれか少ない額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の位置図
- (2) 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）
- (3) 撤去工事の内容を表した図面等（配置図、立面図等）
- (4) 撤去工事費の見積書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）
- (5) 市税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）

(6) 申請者がブロック塀等の所有者でない場合、当該所有者による同意書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付（変更）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更（廃止又は中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 撤去工事費の領収書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）

(2) ブロック塀等が撤去されたことが確認できる工事完了後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じ

て行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合（第15条第2項の規定に該当する場合を除く。）については、補助金の額の確定通知書（第5号様式）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に申請者からの補助金交付請求書（第6号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書（第7号様式）によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第12条第1項の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

（補助事業の遂行）

第16条 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第17条 市長は、申請者から補助事業の遂行の状況に関し必要な報告を求めるこ

とができる。

(帳簿等の備付け)

第18条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する

第1号様式（第7条関係）

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

ブロック塀等撤去事業を実施するため、補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請金額

① 見積書から算出した対象部分に係る額 _____円（A）

② 対象部分に係る延長1メートル当たりから算出した額

対象延長 _____m×10,000円=_____円（B）

③（A）と（B）のいずれか少ない額×1/2

金_____円（1,000円未満を切り捨てた額）

3 撤去するブロック塀等の所在地 弥富市

4 事業の着手予定及び完了予定年月日

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 添付書類

(1) 撤去場所の位置図

(2) 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）

(3) 撤去工事の内容を表した図面等（配置図、立面図等）

(4) 撤去工事費の見積書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限る。）

(5) 市税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）

(6) 申請者がブロック塀等の所有者でない場合、当該所有者による同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

ブロック塀等撤去費補助金交付（変更）決定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付で申請のありました補助金の交付（変更）について、弥富市
ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 事業名

2 補助金交付 (変更前) (金 円)
(変更)決定額 (変更後) 金 円

3 施工場所 弥富市

条件

(1) 一般条件

ア 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用しないこと。

イ 補助事業の遂行に当たっては、弥富市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を遵守
すること。

(2) 事業内容に対する条件

第3号様式（第10条関係）

ブロック塀等撤去費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けました補助事業について、下記のとおり計画変更（廃止又は中止）したいので、弥富市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画

3 計画変更の理由

4 その他参考事項

第4号様式（第11条関係）

ブロック塀等撤去費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業
が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 事業の実施状況

事業実績の内容	予算額 円	実績額 円	備 考

4 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 事業の効果

6 添付書類

- (1) 撤去工事費の領収書の写し（施工業者が記名及び押印したもの）
- (2) ブロック塀等が撤去されたことが確認できる工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

ブロック塀等撤去費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで報告のありました補助金について、弥富市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり額を確定します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金の確定額 金 円

第6号様式（第13条関係）

ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付の決定・額の確定）
の通知がありました件について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 事業名

2 補助金請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	フリガナ
			口座名義人

ブロック塀等撤去費補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付で交付した補助金について、下記のとおり返還してください。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金の確定額 金 円

4 既交付済額 金 円

5 返還額 金 円

6 返還期限 年 月 日